

公益社団法人熊本県緑化推進委員会緑の募金運営協議会設置規程

(設置)

第1条 公益社団法人熊本県緑化推進委員会定款第38条の規定に基づき、緑の募金の運営に関する重要事項を審議するため運営協議会を設置する。

(運営委員)

第2条 運営協議会は、委員8人以上13人以内をもって組織し、その委員は、森林整備等に関する知識を有する者のうちから、熊本県知事の認可を受けて、理事長が任命する。

2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

3 補欠又は補充により就任した委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(運営委員会会長)

第3条 運営協議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理する。

3 運営協議会の議長は、会長がこれにあたる。

4 会長に事故があるとき又はかけたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 運営協議会は、運営協議会会長が招集する。

2 運営協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第5条 運営協議会の庶務は、公益社団法人熊本県緑化推進委員会の事務局で処理する。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は理事長が定める。

附則

1 この規程は、平成8年7月30日から施行する。

2 この規程は、平成10年6月30日から施行する。

3 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。